注*本文書の咨覆は〔二八-一六〕である。

- (1) 瘋疾 一般に精神病をさす。
- された。近くに清真寺がある。 利渉門橋と称したが、のちに改称、宋代(一一二五年)に改修のアーチ型の橋。唐代(九〇一年)に羅城南門として築かれ、(2)安泰橋 福州市鼓楼区にある長さ一一メートル、幅六メートル
- (3) 撞遇 偶然に会う。突然出会う。
- (4) 確鑿 確実、真実。

2 游仲謀等の救助・送還について知らせるむねの咨27 国王尚敬より福建布政使司あて、琉球に漂至した中国の難民10

(乾隆十《一七四五》、三、十六)

旨の事理に遵う事の為にす。 琉球国中山王尚(敬)、飄風の難人を解送し、以て部文内の奉

間に前に長崎に到りて貿易し兌換して、条銅・海参・鮑魚・海帯り。駕せる船一隻は、本県の貿字第三号に係る。乾隆八年六月の等の口称するに、謀等は江南蘇州府呉県の商人、共計八十三名な至す。即ちに土民を遣わして来歴の縁由を細問す。難人游仲謀報に拠るに称すらく、本月初二日に海船一隻、風を被り大島に漂報に拠するに、乾隆十年二月二十八日、敝国轄属の大島地方官の切照するに、乾隆十年二月二十八日、敝国轄属の大島地方官の

に転じ、 至す、 与す。 む。 等の件を装載す。乾隆十年正月二十八日、長崎を開船し、 其の外の徐世魁一名、小槎に移り乗る時に失水して身故す。初 難人を救活す。游仲謀等八十二名は日に按じて食物を給与して、 を牽拉して将て内港に至らんとす。奈んせん、 洋中に至るに、陡かに暴風に遭い、二月初二日に至りて貴国に漂 る者に委して搭坐せしめ導と為す、等の因あり。本年三月初六日 の游仲謀等並びに撈する所の貨物を分載し、官及び水程を諳熟す 大島に来至して貿易せんとする有り。 数甚だ多く、装載の小船は大海を渉り難し。幸いに宝島の商船 五日に至りて其の屍骸を尋ね得る。棺木・布帛・祭奠の品物を給 風波猛起なれば、以て繋留し難し。急ぎ小船数隻を撥し、 す。官に委して例に照らして養贍し、日に按じて廩餼等の項を給 隻に分載し、転じて山北の運天港に至る。即日、 に其の仲謀等、実在の八十二名及び撈する所の物件を将て宝船二 今、其の難商及び貨物は中山に解送せんとす。奈んせん、 土を択びて安葬す。即ち民夫をして条銅等の物を撈収せし 等の由あり。 風濤甚だ猛くして、竟に打壊を致す。再た桟槎を撥して 彼の地方官、其の船の繋ぐ所の処を視るに、 即ちに宝船二隻を雇い、 初四日、 館に発りて安挿 風 其の船 西北 其

。応に浜海の外国王等に移文し、各々該管地方に飭して、凡そ、海禁已に開けば、各省の人民、海上に貿易行走する者甚だ多茲に査するに、康熙二十三年八月内の礼部の咨に称すらく、

等の件を将て、特に都通事蔡宏謨・司養贍大使向紫瓊等を遣わ 欽遵して案に在り。今、徐世魁一名の失水して身故するを除くの 捧して解送して閩に至らしむ。 船隻の漂至する者有れば収養して解送せしむべし、等の因あり。 随いで難人游仲謀等、実在せる八十二名及び撈する所の貨物 海船一隻に坐駕し、梢役共に五十二員名を率領し、咨文を齎

として合に由を備えて貴司に移咨すべし。請為わくは察照して施 の末員、 坐して来夏の蚤汛に速やかに帰国するを賜らんことを。則ち航海 わんことを。懇乞わくは差わす所の都通事蔡宏謨等、仍お原船に 行せられよ。須らく咨に至るべき者なり。 伏して祈るらくは、貴司、撫両院に転詳して例に照らして具題 難人をして各々原籍に還らしめ、以て朝廷の愛民の至意に副 驚濤の虞れを免がるるを得るに庶からん。此れが為に理

計開す、撈収せる貨数

一、条銅 鉄釘 五千斤 十三万斤

椗索 条

金鑼 面

媽祖棍 菩薩 七尊 根

衣包 鋪蓋 四十二個 七十九副

> 銅盆 二十一個

銅壺 二十九把

竹箱 二十隻

皮箱 衣服桶 二隻 二隻

板箱 五隻

帽籠 二個

銅火爐 二個 一架

耳鍋 三個

小木箱 三個 銅鍋 九隻

参鮑 魚? 翅 十袋

碗様 匣

二小袋

木面盆 一個

箱籠

三隻

木矮卓 隻

動用家伙碗盞雑物

三桶

小竹凳 木矮凳 隻

一隻

帳箱 一隻

銅水火爐

-378 -

右 福建等処承宣布政使司に咨す

乾隆十年(一七四五)三月十六日

- 注 (1) 游仲謀 民商を中心に」(『九州大学東洋史紀要』十五号、一九八六)参照、 か。劉序楓「清日貿易の洋銅商について―乾隆~咸豊期の官商 江南蘇州府呉県の商人。銅を扱う額商(官許の民間商人)
- 2 該 校訂本にはないが類例により補った。
- $\widehat{\underline{4}}$ 3 向紫瓊 媽祖棍 使者(巻三三)として名がみえる。 の司養贍大使として福建に赴いているほか、乾隆十七年の在船 船内で媽祖を祀るのに用いる道具か。媽祖は航海の守 佐久田里之子親雲上朝原。『宝案』では、この乾隆十年
- 5 銅水火爐 護神で、 安置し、出発時にはまた船に載せたという。 式を携帯するための用具。 船内でもこれを祀り、停泊中には船からおろして廟に 銅製の水火爐。水火爐は茶弁当 銅張りで水と火が入れられる)。 (外出の際に茶道具
- 6 かまど。

『中山伝信録』巻六に図がある。

- 7 魚翅 フカヒレ。
- 8 木矮凳 木製の腰掛け。

国王尚敬の、中国の難民游仲謀等の送還のため、都通事蔡宏

2-27-11 琉球国中山王尚 謨等に付した執照(乾隆十《一七四五》、三、十六) (敬)、飄風の難人を解送し、以て部文内の奉

旨の事理に遵う事の為にす。

官 隻、 隻に分載し、解りて山北運天港に至る。 衝りて破壊せらるるの時、一名失水して身故する有り。 給与す。 しめ、官に委して例に照らして養贍し、日に按じて廩餼等の項を 切照するに、乾隆十年二月二十八日、江南蘇州府呉県の商船 急ぎ土民を発して難人を救活し、及び貨物を撈収し、 共計坐駕する八十三名、敝国轄属の大島地方に漂至す。 即ちに館に発りて安挿せ 彼の地方 海船二 礁に

処承宣布政使司に解送して査収し回籍せんとす。 に坐駕し、梢役共に五十二員名を率領し、咨文を齎捧して福建等 所の貨物等の件を将て、特に都通事蔡宏謨等を遣わし、 欽遵して案に在り。随いで難商の実在せる八十二名併びに帯せる 船隻の漂至する者有れば収養して解送せしむべし、 茲に査するに、 応に浜海の外国王等に移文し、各々該管地方に飭して、凡そ 海禁已に開けば、各省の人民、 康熙二十三年八月内の礼部の咨に称すらく、 海上に貿易行走する者甚だ多 等の因あり。 海船一隻